農福連携促進アドバイザー派遣事業実施要綱

（趣旨）

第１条　農業分野における障害者の福祉的就労の機会の創出・拡大により、就労継続支援事業所の工賃向上を図るため、農作業の受注開拓や調整及び就労継続支援事業所からの派遣依頼に基づく農業技術に係る指導・助言を行う農福連携促進アドバイザー（以下「アドバイザー」という｡)を派遣する事業（以下「アドバイザー派遣事業」という｡)を実施する。

（対象施設）

第２条　本事業において、農作業の受託対象者及びアドバイザーの派遣対象者は、工賃向上計画を策定している県内の就労継続支援Ｂ型事業所及び就労継続支援Ａ型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター（以下「施設」という｡)とする。

（アドバイザーの業務）

第３条　アドバイザーの業務は次のとおりとする。

（１）就労先農家等の開拓

①　農家等への戸別訪問等により、施設に委託できる農作業を開拓する。

②　農家と施設の話し合いに参加し、作業受託についての調整をする。

（２）就労先等での作業指導

①　就労先等で障害者の作業指導、監督を行う。

②　作業の進捗及び結果を農家等へ報告し、適宜、作業を修正する。

（アドバイザーの登録）

第４条　アドバイザーとして活動しようとする者は、農福連携促進アドバイザー登録申請書（様式第１号）により、県に登録を申請する。

２　県は、前項の申請をした者がアドバイザーとしてふさわしいと認められるときは、農福連携促進アドバイザー登録台帳（様式第２号）に登録する。

３　県は前項により登録した者が、次に該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

（１）本人から登録の抹消を希望する旨の申出があったとき

（２）県が業務に相応しくないと判断したとき

（申出）

第５条　アドバイザーは、開拓・作業指導を行う際は、開拓・作業指導申出書（様式第３号）を提出するものとする。

（実績報告）

第６条　アドバイザーは、業務実施後速やかに、開拓・作業指導実施報告書（様式第４号）を提出するものとする。

（アドバイザーへの謝金の額）

第７条　前条の報告に基づき、アドバイザーに、その活動内容に応じて、別表第１に掲げる謝金を支払うこととする。ただし、次に該当する場合は、支払いを行わないことができる。

（１）第６条の報告に不備があるとき

（２）第６条の報告が虚偽であるとき

２　前項の規定にかかわらず、アドバイザーに支払う謝金は、施設の受託額を超えないものとする。

（アドバイザーへの謝金の支払）

第８条　アドバイザーから第６条の報告書の提出を受けた時は、速やかにその内容を精査し、適当と認めた時にはアドバイザ―に対して謝金を支払うものとする。

（免責）

第９条　免責等の取り決めは次のとおりとする。

（１）アドバイザーは、活動中又はその前後において、事故や約束事の不履行により関係者が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。

（２）アドバイザーの活動に伴って発生した事故災害等による損害について、県は賠償の責を負わない。

（秘密の保持）

第１０条　アドバイザーは、その業務を行うに当たって知り得た秘密及び個人情報を、その業務以外に用いてはならない。職を離れた後も同様とする。

（事務局）

第１１条　本事業に関する総合的な事務は、県が行う。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月20 日から施行する。

　この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（別表第１）

アドバイザーの謝金単価

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動内容 | 単価 | 備考 |
| 就労先の開拓・調整 | １時間あたり2,000円 | 単に県へ情報提供するだけではなく、作業受託についての農家と施設の話し合いの場に立ち会う事 |
| 就労先等での作業指導 | １時間あたり2,000円 |  |

※活動時間の算定は、30分以上の場合は切り上げ、30分未満の場合は切り捨てるものとする。

※「就労先の開拓・調整」は１案件当たり10,000円を上限とする。

※「就労先等での作業指導」は１案件当たり30,000円を上限とする。

※アドバイザー１人当たり年間60,000円を上限とする。